

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成11年3月8日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月31日から11年3月8日まで
平成10年12月31日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録になっているが、退職したのはそれより後なので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間について、A社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人を含む28名の厚生年金保険被保険者の当該事業所における資格喪失日は平成10年12月31日と記録されており、当該資格喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月31日以降の11年3月8日に行われていることが確認できる。

また、当該事業所における当時の役員は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、納付について社会保険事務所（当時）に相談に行った上で、社会保険を脱退することになった。」と証言している。

さらに、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、複数の同僚は、「申立人はB業務の勤務をしていた。」と証言していることから、申立人が当該遡及処理に関与していたとは考え難い。

加えて、複数の同僚の証言から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年12月31日以降についても、事業は継続しており、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた11年3月8日とするのが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成10年11月のオンライン記録から30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から同年10月1日まで
ねんきん定期便が届いたので給与明細書の内容と突合したところ、標準報酬月額の低い期間があった。給与明細書を提出するので、確認の上、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額については、当初、34万円と記録されていたところ、平成6年8月26日付けで、同年3月1日まで遡って22万円に引き下げられていることが確認でき、当該事業所における申立人を除く31名の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の記録についても申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票の記載から、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、元同僚は、「申立期間当時、当該事業所の経営状況が悪化し、社会保険料を滞納していた。」と証言している。

さらに、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は役員でなかったことが確認できるとともに、元同僚は、「申立人はB業務だった。」と証言していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の平成6年3月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が当初届け出たとおり、34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 19 日から 48 年 4 月 1 日まで
ねんきん定期便が届き、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっているが、受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和48年4月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和48年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間中の20歳到達時である45年*月*日に遡って国民年金の資格を取得している上、申立期間の一部と重複する47年3月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 43 年 10 月まで

申立期間については、A市のB社に勤務し、厚生年金保険被保険者証のようなものをもらった記憶があるので、当該期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、勤務したB社の所在地等を詳細に記憶しており、当該事業所の元社会保険事務担当者は「申立人を記憶している。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 10 月 1 日であり、上記の元社会保険事務担当者は、「A市とC市の事務所を一本化し、44 年にC市の事務所において社会保険に加入したので、それ以前に勤務していた従業員の給与からは、厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と証言している。

また、当該元事務担当者は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、「国民年金と国民健康保険に加入していた。」としており、オンライン記録により、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる上、申立人が記憶している元上司においても同様の記録となっている。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から同年9月9日まで
A社が設立された昭和47年頃から勤務してきて、平成10年*月に65歳になった後に退職した。会社を信用し、毎月の給与はそのまま妻に手渡していたが、申立期間について、標準報酬月額が24万円とされているのは、記録が間違っていると思われる。給与が24万円ということはなかったので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成10年9月11日に、同年5月1日に遡って24万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該訂正処理は、オンライン記録により、平成10年9月7日に、申立人に係る同年10月からの標準報酬月額を22万円とする定時決定処理がされたものの、申立人は同年*月*日で65歳に到達し、当時の制度上、同日以降は厚生年金保険の被保険者となり得ない期間であったため、同年9月11日に当該定時決定処理を取り消し、それに付随して、同日付けで前述の減額訂正処理が行われていることが確認できることから、同年5月からの標準報酬月額の決定の基礎となった同年2月から同年4月までに係る申立人の平均報酬額は、標準報酬月額24万円に相当する金額であり、同年10月からの標準報酬月額の決定の基礎となった同年5月から同年7月までに係る申立人の平均報酬額は、標準報酬月額22万円に相当する金額であったと推認できる。

また、申立人は、「給料は24万円ということはなく、もっともらっていたと思う。」と供述しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料控除額を確認す

ることができない。

さらに、A社は既に解散しており、元事業主も他界していることから、申立期間当時の状況を確認することができない上、オンライン記録により、標準報酬月額が遡及訂正処理が行われた平成10年9月11日に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であった者は27人確認できるが、そのうち標準報酬月額が遡及して減額訂正された者は申立人のみであり、元同僚からの証言も得られない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。